

いわき市キャッシュレス決済ポイント還元事業業務仕様書

1 目的

市内の店舗等において、キャッシュレス決済を行った消費者に対し、決済金額の一部をポイント還元するキャンペーンを実施することにより、コロナ禍で落ち込む消費を喚起し、新型コロナウイルス感染症で影響を受けている市内事業者の経営を支援するとともに、キャッシュレス決済を普及させて、非接触型の「新しい生活様式」への対応促進を図る。

2 委託契約期間

契約締結日から令和4年3月31日まで

3 事業概要

(1) キャンペーンの内容

項目	内容
ポイント還元率	決済金額の30%
ポイント付与上限額	3,000円/回、15,000円/期間
対象店舗	対象キャッシュレスを導入している市内店舗等 ※大企業及び大企業のフランチャイズチェーンを除き、公序良俗及び事業目的の観点から、市が適当でないと認める店舗は除外できるものとする。
ポイント付与対象者	対象店舗において対象キャッシュレスで決済した消費者（市内在住要件は問わない）
実施期間	令和4年3月1日～3月31日

(2) スケジュール（予定）

令和4年1月末	業務委託契約締結
令和4年2月中	キャンペーン実施準備 ※販売促進グッズの作成及び対象店舗への送付、事業者及び市民への周知など
令和4年3月中	キャンペーンの実施

※新型コロナウイルス感染症の感染拡大等により、変更となる場合がある。

4 業務内容

(1) ポイントの付与

ポイント付与対象者に対し、対象キャッシュレスで決済した金額に所定のポイント還元率を乗じた金額相当のポイントを付与すること。なお、ポイント付与のタイミングは、決済日の属する月の翌月末日までとする。

(2) 市内店舗及び市民向け説明会の開催

市内店舗のキャッシュレス決済の導入促進を図るため、サービス内容等を案内する説明会を開催すること。また、高齢者などキャッシュレス決済を使い慣れていない市民を対象として、対象キャッシュレスの使い方等を案内する説明会を開催すること。

なお、会場手配は市が行い、受託者に会場代の負担は求めない。

(3) 対象店舗店頭掲示用のキャンペーンPRツールの作成及び送付

対象店舗がキャンペーン実施期間中に店頭等に掲示するためのキャンペーンPRツールを作成し、全対象店舗に送付すること。また、対象店舗等の一覧（店舗名、所在地、業種）のデータをエクセル形式にて市に提供すること。

PRツールの種類は自由とするが、いわき市が実施するキャンペーンであることが分かりやすいデザインにすること。

また、作成前に市の校正を受けること。

(4) キャンペーンのプロモーション

受託者のホームページやアプリケーション等でキャンペーンのプロモーションを行うこと。

(5) キャンペーンに関する問い合わせ対応

市内店舗及び消費者からキャンペーンに関する問い合わせにコールセンターで対応できる体制を整えること。なお、コールセンターはキャンペーン専用のものである必要はない。

(6) キャンペーンの効果分析

キャンペーン終了後に、キャンペーンの実施効果を分析し、市に報告すること。報告には次に掲げる事項を含めることを必須とする。

- ・ ポイント付与総額及び事務経費等を含めた事業費総額
- ・ 対象キャッシュレス導入店舗数の増加数
- ・ キャンペーンの実施中と実施前を比較した対象キャッシュレスの決済額、決済単価、利用者数

5 その他特記事項

- (1) この仕様書は、事業の提案をするにあたり、最低限の必要事項を掲載している。この事項を踏まえた上で最良の提案を行うこと。受託者の決定後、プロポーザルでの提案を踏まえ、委託仕様を決定する。
- (2) 受託者は、作業の方法や順序及び作業の実施に必要な事項について、常にいわき市と綿密に連絡を取り合い、その指示に従いながら本業務の目的を達成しなければならない。

なお、内容に疑義が生じたときは、速やかにいわき市と協議しなければならない。

- (3) 受託者は、本業務の履行上知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。契約期間の終了または解除後も同様とする。
- (4) 受託者は、業務実施に当たっては、いわき市個人情報保護条例の規定を遵守し、個人情報保護に万全を期すること。
- (5) 本仕様書について定めのない事項等が生じた場合、または本業務履行上、基本事項の変更の必要が認められた場合には、いわき市と受託者間で双方協議の上、定めるものとする。